

上山市長 山 本 幸 靖 様
上山市議会議長 大 沢 芳 朋 様
上山市教育委員会教育長 横 戸 隆 様

上山市監査委員 大 和 啓
上山市監査委員 枝 松 直 樹

定期監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、次のとおり監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により提出します。

記

1 監査の基準

上山市監査基準（令和2年監査委員告示第1号）に準拠して監査を行った。

2 監査等の種類

財務監査（地方自治法第199条第1項）及び行政監査（同条第2項）。

3 監査等の対象 管理課

4 監査期日 令和5年9月22日

5 監査等の着眼点

監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。令和5年度上山市監査計画の「2 監査の実施方針」により行った。

6 監査等の実施内容

諸帳簿及び資料のほか関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じ関係者から説明を聴取して行った。

7 監査等の結果

監査の対象となった事務は、概ね適正と認めた。

ただし、下記事項について適正な措置を講じられたい。

【指摘事項】

保護者から徴収した学校給食費において、学校からの納入遅れが頻繁に見られた。給食費管理の透明性の確保と学校給食を安定的に実施するため、適正な事務処理が図られるよう指導を徹底すること。

8 監査の所見

児童生徒が安心して通学できる学校環境の整備に努められていることを評価する。引き続き、現場の教職員や児童生徒の安全を第一に考え、各学校と連携を密にし、施設の状況把握に努めるとともに、計画的かつ迅速な整備を推進されたい。